



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合
 〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
 電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
 (公) 043 (222) 7207 番
 98.4.17 No.4770

俺たちは人間だ！これ以上ボロボロにされてたまるか！ 労働法制改悪絶対反対！

動労千葉よびかけ、四・二六集會
 に集まろう！

橋本政権は、二月一〇日、労働条件の最低基準を定めた労働基準法の改悪を閣議決定し、四、五月の国会で強行成立を狙っている。

労働者の使い捨て・長時間過密労働等の極限化せらう

まずはつきりさせるべき点は、労基法の中心をなす一時間労働制の解体に踏みこもうとしていることである。

資本(会社)はあくなき利益を求めて、労働者を何時間でもこき使い、疲労と貧困、飢餓を強制してきた。労働者はこの資本と数百年にわたって血と汗を流し闘いつづけてきた。特にメーデーの始まりとなった一八八六年五月一日アメリカの労働者は、ついに八時間労働制を求めストライキに決起、全国で三〇万の労働者がデモにたちあがる。こうしたなかで一九一七年の革命ロシアで八時間労働制をついに実現。労働者の力をおそれた資本主義国でも次々と八時間制をかちとっていったのである。日本では遅れて一九四七年、労働基準法成立とともに実現された。

これは、戦後の労働法制のあり方を根本的に一変させようとする大攻撃である。

このように八時間労働制とは労働者が人間として生活していくうえでもギリギリの条件であり、長い闘いの末にかちとった絶対譲れない条件なのだ。裁量労働制の拡大など歯止めのない長時間労働は過労死の激増につながることは必至である。「過労死」は「昼間働き、夜休み」という生体リズムに反する労働や、長時間労働、精神的緊張やストレスなどの過重負担が持続されたときもたらされる。今回の労基法改悪には、時間外労働の上限規制や罰則規定すらもないのである。これは、会社の意のまま、思うままに労働者をこき使い、首が切れる社会への大転換に他ならない。労働者がここでたちあがらなければ生活も生命すらも奪われてしまうのだ。

資本(会社)は、好きなように使い、好きなときに労働者の首を切れる……

――一〇〇年前に逆戻り――

労働契約について現行では「期限の定めのない契約」としてある。つまり終身雇用が基本にすえられている。それを改悪案では労働契約期間の上限を三年として、対象は無制限だということである。全労働者を有期・不安定雇用に変えてしまおうとしているのである。

連合指導部を突き上げる 現場労働者の怒り

労基法・労働法制改悪への怒りは、その実態―狙いが明らかになるにつれて急速に高まっていく。首都圏でも連日、各所で反対の行動や学習会が組織されてきている。この怒りをひとつにして、今国会での強行成立を阻止しよう。

連合は、労基法改悪に道を開いた女子保護規定撤廃を認め、集會に全力結集しよう。

全力で四・二六集會へ！

- 四・二六労基法・労働法制改悪反対総決起集會
- 四月二六日(日) 一三時
- 東京 神田パンセ
- 【指定列車】千葉駅⑦番線 一三時三九分(1739F) 快速